

令和7年度 事業計画

〔 令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで 〕

I 基本方針

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センター（以下「センター」という。）は人生100年時代を見据え、高齢者の就業を通じた地域社会への貢献や、高齢者の生きがいや居場所づくりとしての重要な役割を担っており、シルバー事業への期待に応えるためには組織の拡大や事業の一層の活性化に取り組んでいく必要があります。シルバー事業の活性化において、「会員の拡大」は最重要課題となっておりますが、国においては企業による70歳までの就業機会確保等の施策を進めており、60歳を超えても現役で働き続ける労働者が増加したため、センターでは会員拡大が困難になるとともに、会員の高齢化が進むものと見込まれています。

このような中、全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）では、「新たな仲間づくり計画」を策定し、令和7年度以降において、6年間で「純増10万人超」を目標に掲げ、会員数の持続的な拡大の取り組みを推進するとし、富山県へは914人が純増会員の目標数として配分されました。

この目標を達成するため、高齢者人口の男女割合等から拡大の余地が大きい女性会員の確保や退会者の抑制、80歳を超えても活躍できる就業環境の整備などの取り組みを連合会と各センターが連携して進めていくことが求められています。

また、「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、事業の根幹をなすものであり、「安全なくして就業なし」を合言葉に「事故ゼロ」を目指し、安全意識の高揚や事故の未然・再発防止に向けた危険予知などにより、安全対策の一層の推進を図ってまいります。

令和7年4月から施行される「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正公益認定法」という。）については、連合会としての的確に対応することはもとより、各センターに対しても理解が深まるよう啓発に努めてまいります。

引き続き、シルバー事業に対する地域の期待に応えられるよう本計画に掲げた具体の取組を、センターと連携して推進してまいります。

Ⅱ 事業計画

1 普及啓発事業

会員数や就業機会の拡大を図るため、新聞等のマスメディアを活用して、シルバー人材センター事業を広く周知するとともに、「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」には、ボランティア活動等の地域活動を展開します。

- (1) 普及啓発促進月間におけるPRやボランティア等地域活動（10月を中心）
- (2) 新聞、ラジオ等のマスメディアを活用した広報活動（随時）
- (3) 県・市町村広報誌への掲載（随時）
- (4) 関係団体等のイベントへの参加（年間）

2 会員の拡大

シルバー事業の活性化には、会員の拡大が必要不可欠であることから、全シ協は新たに「新たな仲間づくり計画」を策定し、「令和12年度までに会員数10万人超の増加」という目標を掲げたところです。富山県における計画の目標は914人の増となっており、各センターと重点実施事項を共有し、目標の達成に取り組めます。

- (1) 会員拡大・就業拡大委員会の開催
- (2) 女性会員の拡大
- (3) ポスター等での広報による新規入会促進
- (4) 退会の抑制
- (5) PDCAサイクルによる目標管理
- (6) 事業参考資料等の提供

3 就業機会の拡大

シルバー人材センターによる人手不足分野や介護、育児等の現役世代の分野での就業機会の開拓やマッチング等の推進を、国・県が補助する、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を活用し、就業機会の拡大に取り組めます。

- (1) シルバー派遣事業や職業紹介事業の拡大
- (2) 県や経済団体等へのセンターの活用要請
- (3) 単独センターでは引き受け困難な場合の調整
- (4) ポスター等による広報

4 高齢者活躍人材確保育成事業（国の委託事業）

労働力人口の減少等により、人手不足や担い手不足が問題となる中で、就業に意欲的でない高齢者の当該分野で就業の促進に取り組めます。

- (1) 会員募集チラシの新聞折込
- (2) 各種講座と組み合わせた入会説明会
- (3) シルバーでの就業に必要な技能講習
- (4) 就業希望者への就業体験
- (5) 地域の関係団体との連絡会議
- (6) 富山労働局との定例会議による情報交換

5 安全・適正就業推進事業

安全就業については、「死亡・重篤事故ゼロ」を最重点目標とし、傷害事故・損害賠償事故は昨年度の1割減とする事故件数削減の数値目標を掲げ、始業前の準備体操やミーティングの実施、保護具着用の相互確認と注意事項の会員間での共有による危険予知活動の積極的な取り込みなど、「安全・適正就業対策事業実施計画」に基づき、安全対策のなお一層の強化を図ります。

適正就業については、各センターにおいて受注内容の実態を点検し、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」等に基づいた適正就業の適否確認と必要に応じた内容の見直しに努めます。

- (1) 安全・適正就業対策推進委員会の開催
- (2) 安全・適正就業指導員による就業現場巡回指導
- (3) 安全・適正就業強化月間の設定
- (4) 安全・適正就業推進大会の開催（7月）
- (5) 安全・適正就業対策推進研修会の開催
- (6) 安全・適正就業啓発資料の配付（随時）
- (7) 各センターの実施する安全講習会への講師派遣

6 シルバー派遣事業

シルバー事業における高齢者の能力・経験を活かす多様な働き方の選択肢の一つとして、派遣就業を希望する会員の就業促進を図ります。また、公益法人として法令順守の立場から、適正就業ガイドラインに沿った事業運営に努めます。

- (1) 各センターと連動したシルバー派遣事業の実施
- (2) キャリアアップ教育訓練の実施（8月～11月）
- (3) 受注リストによる適正就業の点検の実施
- (4) シルバー派遣事業担当者実務研修会の開催（随時）

7 有料職業紹介事業

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務で雇用による就業を希望する高齢者に対して、センターと連携を図りつつ、適切な有料職業紹介事業を行います。

8 交流研修事業

センター役員・職員を対象として、シルバー事業を適正かつ円滑に推進するにあたり、必要な研修を実施します。

9 指導相談事業

全シ協の指導実施計画に基づき、センターを訪問し指導・相談を行うほか、随時センターからの相談等に対応します。

- (1) センターへの個別指導の実施
- (2) センター事業運営に係る相談援助
- (3) 請負・委任、シルバー派遣事業における就業の適正化指導の実施
- (4) 個人情報の適切な管理のための支援

10 表彰事業

シルバー人材センター事業の発展に多大な貢献をされた会員・職員を表彰するとともに、連合会・センター役員として永年尽力された方に感謝状を贈呈します。

- ・ 優良会員表彰、優良職員表彰、感謝状贈呈（6月）

11 会 議

連合会事業の目的達成のため、諸会議を開催します。

- （1）定時総会（6月）
- （2）理事会（5月、6月、10月、3月）
- （3）理事長会議（随時）
- （4）事務局長会議（随時）
- （5）各事業実施に係る担当者打合せ会の開催（随時）

12 第4次中期計画の取組みについて

令和6年3月に策定した「第4次中期計画」に基づき、連合会と各シルバー人材センターが連携を図りながら、目標達成に向け計画を進めてまいります。

13 契約方法の見直しへの対応

令和6年11月にフリーランス法が施行されたことに伴う契約方法の見直しについて、各センターの進捗状況の把握及び全国シルバー人材センター事業協会からの情報提供など円滑な移行に向けた取組を進めます。

14 公益法人制度改正への対応

本年4月から施行される「改正公益認定法」に適切に対応します。また、各センターへの取り組みについては、情報提供や相談の対応等により支援します。

15 業務運営のデジタル化の推進

業務効率化・簡素化や経営基盤強化を図るため、シルバー事業のデジタル技術の活用に努めます。

16 その他事業

北シ協、全シ協の事業に積極的に参加し、収集した情報をセンターに提供します。

- （1）北信越シルバー人材センター連絡協議会事業への参加（随時）
- （2）全国シルバー人材センター事業協会事業への参加（随時）